

基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち

施策3-1 地域福祉の充実

現状と課題

本町では、地域の高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、サービスや事業を行っています。また、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体など各種団体と連携し、様々な福祉活動を展開しています。さらに、社会福祉協議会では、地域福祉活動の中核的な役割の担い手として、地域に密着した町民参画型の事業を行っています。

しかし、今後、高齢化は急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がいのある人が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、さらにより多くの人々の福祉活動への参画を促進し、町民参画の地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

施策の方向

全ての町民が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員^{注16}、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域も交えた地域福祉の向上に努めます。

施策の体系

3-1 地域福祉の充実

- (1) 福祉意識の高揚
- (2) 社会福祉協議会、関係団体などの活動支援
- (3) 高齢者や障がいのある人にやさしい環境整備の推進
- (4) 福祉窓口の充実

注16 民生委員児童委員：地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受け、無報酬で地域福祉の向上のために活動するボランティア。任期は3年で、社会奉仕の精神、基本的人権の尊重、政党・政治目的への地位利用の禁止を基本姿勢とし、地域住民の立場に立って活動を行う。また、行政とのパイプ役としても役割を果たす。

主要な取組

(1) 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など町民の福祉意識の高揚に努めます。

(2) 社会福祉協議会、関係団体などの活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。

特に、ボランティアセンターの強化、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

(3) 高齢者や障がいのある人にやさしい環境整備の推進

高齢者や障がいのある人が今後も安心して町の施設を利用できるよう、バリアフリー^{注17}化の推進とあわせて、高齢者や障がいのある人の意見に耳を傾けながら今後の施設整備を検討します。

(4) 福祉窓口の充実

福祉サービスの利用や相談などが気軽に見えるように、窓口のわかり易さ、サービスの向上に更に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
地域福祉活動に参加している人の割合 (「参加している」の回答数/アンケートの有効回収数)	%	18.9	20.8
いきいきサロンの開催地区	地区	20	25
社会福祉協議会の賛助会員数	人	1,254	1,300

注17 バリアフリー：「障がいのある人などが社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味。建物や道路などの段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。

施策3-2 高齢者福祉の充実

現状と課題

本町においては、高齢化が徐々に進行しており、これに伴い介護・支援を必要とする高齢者も増加していきます。介護を要する高齢者とその家族などの保健・医療・福祉サービスに対する需要は今後一層高まるものと考えられ、高齢者施策の充実は引き続き町全体の大きな課題となっています。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいますから、在宅サービスの充実はもとより、要介護などの状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。

また、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要となります。

自助努力を基本にしながら介護保険を中心とし、保健・医療・福祉の専門職相互の連携、ボランティア活動を含めた地域の様々な資源を活用し、高齢者を包括的にケアする「地域包括ケアシステム」^{注18}の構築が必要です。

このため、宇美町高齢者保健福祉計画・福岡県介護保険広域連合の介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開するとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援の充実・強化などに取り組む必要があります。

施策の方向

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険事業の充実に努め、共に支え合う地域づくりの推進に努めます。

注18 地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。

施策の体系

3-2 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者支援推進体制の整備
- (2) 介護予防の推進
- (3) 地域包括ケアシステムの構築
- (4) 生きがいづくりと社会参加の促進
- (5) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

主要な取組

(1) 高齢者支援推進体制の整備

宇美町高齢者保健福祉計画・福岡県介護保険広域連合の介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、苦情への適切な対応、サービスの質の向上、総合的な推進体制の強化を図ります。

また、地域包括支援センター^{注19}を核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護などを行う包括的支援事業を効果的に推進します。

(2) 介護予防の推進

予防可能な加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病のリスクを早期に発見するため、介護予防対策者把握事業、総合相談事業、健診データなどを活用し、個々にあった予防事業を紹介します。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

① 在宅医療・介護連携の推進

地域の医師会など関係団体、ケアマネジャーをはじめ地域における多職種の連携を図り、適切な支援につなげます。

② 認知症施策の推進

医師会、警察署など関係団体との連携、地域における連携システムの構築を図り、住み慣れた地域での生活を支援します。

③ 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実やそれを支える社会基盤の整備を図ります。

④ 生活支援の充実・強化

地域ニーズと生活支援サービス提供事業者を把握し、高齢者個人に必要なサービスが提供されるよう、適切な支援をします。

注19 地域包括支援センター：地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。本町は、宇美町役場内に設置。

(4) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。

(5) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
高齢者便利帳の配布率 (配布数/高齢者のいる世帯)	%	—	70.0
予防教室（運動機能）改善率 (改善者数/参加者数)	%	76.1	80.0
高齢者人口からみた要介護認定者の割合 (高齢者の認定者数/高齢者人口)	%	15.0	15.0
総人口に占める認知症キャラバンメイト、 サポーターの割合 (メイト、サポーター数/総人口)	%	0.4	2.5
老人クラブ数	クラブ	23	25
徘徊高齢者捜索協力登録者数	人	—	500



施策3-3 障がいのある人の福祉の充実

現状と課題

平成25年4月に施行した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」は、「障害者自立支援法」の内容をおおむね踏襲し、障がいのある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指しています。

本町においても、障害者総合支援法の趣旨に沿った施策を展開し、障がいのある人の相談支援事業、自立や介護に必要な用具の支給など各種の支援事業を行っています。

また、公共施設における障害者用トイレや手すりの設置などのバリアフリー化を進めています。

一方で、障がいのある人の数は高齢化の進行とともに増加傾向にあり、障がいのある人への支援全般の一層の充実が求められています。

このため、宇美町障害福祉計画及び障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーション^{注20}の理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくりなど、障がいのある人への施策の総合的推進に努める必要があります。

施策の方向

障がいのある人が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

施策の体系

3-3 障がいのある人の福祉の充実

- (1) 障がいのある人への支援の総合的推進
- (2) 広報・啓発活動などの推進
- (3) 機会や居住の場の拡大と社会参加の促進
- (4) 災害時の対応

注20 ノーマライゼーション：高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、全ての人が人間として通常の生活を送るために、共に暮らし、共に生きていけるような社会こそが正常な社会であるという考え方。

主要な取組

(1) 障がいのある人への支援の総合的推進

宇美町障害福祉計画及び障害者基本計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業などに対する訓練など給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、新たな事業体系と設定目標に基づく障害福祉サービスの提供を図ります。

(2) 広報・啓発活動などの推進

ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がいのある人が住み慣れた地域で生活が送れるよう支援に努めます。

(3) 機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がいのある人の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、福祉的就労機会の充実に努め、居住の場の拡大を図り、障害のある人の社会参加を促進します。

(4) 災害時の対応

災害時に避難行動要支援者への適切な対応ができるようその体制の確立に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
自立支援給付費及び地域生活支援給付費の支給件数	件/年	4,763	6,658
相談支援事業における相談支援件数	件/年	894	2,108
訓練等給付費(自立訓練・就労移行支援・グループホーム入居)の支給件数	件/年	677	3,917
町内障害者支援施設の災害時行動方針の作成支援	事業所	1	6

施策3-4 町民の健康づくりの推進

現状と課題

本町では、健康福祉センター「うみハピネス」を拠点として、妊婦・乳幼児健康診査・こんにちは赤ちゃん訪問などをはじめ、特定健康診査、特定保健指導、各種がん検診、生活習慣改善教室などの健康講座の開催、生活習慣病などを予防するための情報提供や健康運動指導士が常駐するトレーニングルームを活用した健康づくり事業を通して、町民の主体的な健康づくりを支援するとともに、予防接種事業を実施し、感染症などの疾病の予防に取り組んでいます。

また、町民の健康寿命の延伸を目指して、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に呼応し、健康づくりに関する様々な取組を体系的に進め、疾病発症を予防する一次予防を重点に置いた施策を展開していますが、福岡県内の他市町村と比べると、年齢が高くなるほど医療機関受診率が高く、医療費が増加する傾向があります。この要因は、医療機関へのアクセス・医療機関数などの医療提供体制の充実や長期入院などが考えられます。特に後期高齢者の1人当たりの医療費については、平成21年から平成24年度まで4年連続で県下第1位となっており、生活習慣病などの発症予防と重症化予防などへの更なる取組と町民一人一人が自らの健康状態を認識し、主体的な健康づくりを進めて疾病を予防することが必要不可欠です。

今後は、町民主体の健康づくりの支援を強化・充実するとともに、保健・医療・福祉の連携を図りながら、ライフステージ（幼年期、少年期、青壮年期、高齢期などの人の生涯における各段階）における健康づくりを推進することが課題です。

施策の方向

全ての町民が生涯を通じて健康で元気に暮らせるように、「自分の健康は自分で守り・つくる」という意識を醸成するとともに、疾病の発症を予防する一次予防に重点を置き、ライフステージに応じた健康づくりサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりを推進します。

「健康づくり」を経営的視点から考え、戦略的に実践することにより、健康寿命の延伸に向けた「健康づくり経営」を目指します。

施策の体系

3-4 町民の健康づくりの推進

- (1) 町民主体の健康づくりの推進
- (2) 予防可能な疾病（生活習慣病など）の発症予防と重症化予防の徹底
- (3) 母子保健の充実
- (4) 感染症の予防
- (5) 救急医療体制の充実

主要な取組

実
践
計
画

(1) 町民主体の健康づくりの推進

町民各個人が、自分の体の状況を理解し、健康的な生活ができるように、正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。

また、ライフステージに応じた、町民の主体的な健康づくりを支援します。

(2) 予防可能な疾病（生活習慣病など）の発症予防と重症化予防の徹底

予防可能な疾病のリスク及び疾病の早期発見のため、健診・検診の受診率の向上を図ります。

また、健診データをもとに、適切な疾病予防ができるよう保健指導や健康教育、健康相談など健診後のフォローアップ体制の充実を図ります。

(3) 母子保健の充実

子どもの成長、発達の原理を理解した上で、子どもの生活環境を作っていくことが将来の生活習慣病の予防につながることから、妊娠期からの健康診査・保健指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、乳幼児健康診査、訪問指導など各事業の一層の充実に努めます。

(4) 感染症の予防

感染症の罹患と重症化を予防するため、予防接種についての情報提供を行い、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図ります。

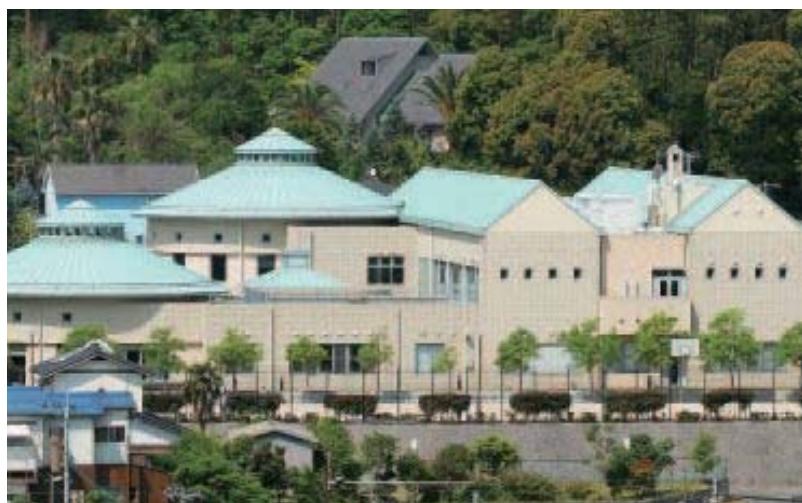
また、関係機関との連携のもと、新型インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及や危機管理体制の強化に努めます。

(5) 救急医療体制の充実

医師会や医療機関との連携・協力により、休日・夜間の救急医療体制の確保と地域救急医療体制の充実に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
特定健診受診率 (受診者数/40歳以上対象者数)	%	34.9	50
特定保健指導の実施率 (指導者数/特定保健指導者数)	%	62.9	70
胃がん検診受診率 (受診者数/40歳以上対象者数)	%	21.2	50
子宮頸がん受診率 (受診者数/20歳以上対象者数)	%	25.3	50
乳がん検診受診率 (受診者数/40歳以上対象者数)	%	30	50
大腸がん検診受診率 (受診者数/40歳以上対象者数)	%	11.4	50
肺がん検診受診率 (受診者数/40歳以上対象者数)	%	18.3	50
乳幼児健診の受診率・把握率 (受診率：受診者数/4か月乳幼児数) (把握率：把握数/4か月乳幼児数)	%	受診率 96.8 把握率 100	受診率 100 把握率 100
乳幼児健診の受診率・把握率 (受診率：受診者数/1歳6か月乳幼児数) (把握率：把握数/1歳6か月乳幼児数)	%	受診率 96.8 把握率 100	受診率 100 把握率 100
こんにちは赤ちゃん訪問事業訪問率・把握率 (訪問率：訪問者数/4か月乳幼児数) (把握率：把握数/4か月乳幼児数)	%	訪問率 94.4 把握率 100	訪問率 100 把握率 100



宇美町健康福祉センター「うみハピネス」